

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇児童相談所が保有する私に説明した〇〇〇〇の〇〇医師が〇〇〇〇を病気であると判断した記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成24年6月29日付けで行った開示をしない旨の決定は妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年5月1日付けで〇〇児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする「〇〇児童相談所が保有する私に説明した〇〇〇〇の〇〇医師が〇〇〇〇を病気であると判断した記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成24年6月29日付けで本件対象保有個人情報を開示しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法に基づき、平成24年7月2日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年10月31日付けで申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年11月27日、実施機関からの意見聴取を行った。

(7) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年5月16日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

本件処分に係る決定通知書には、「児童虐待防止法第8条及び第9条に定める調査に係る情報であって、開示することにより率直な記載ができなくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しい支障を生じるおそれが認められる」と具体的な理由を記載し、開示請求者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとしており、申立人の主張は不当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、申立人の子である〇〇〇〇（以下「児童A」という。）が入所中である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇「〇〇〇〇」の〇〇医師が児童Aを病気であると判断した記録で児童相談所が保有するもののうち、児童相談所が申立人に対して行った説明に係るものであり、具体的には、当該医師の作成した児童Aに係る意見書及び鑑定書に記載された申立人の子の個人情報である。

(2) 本件対象文書の妥当性について

申立人は「〇〇児童相談所が保有する私に説明した〇〇〇〇の〇〇医師が児童Aを病気であると判断した記録」を開示請求しているのであるから、申立人に対してどのように説明したかが分かるような記録等が対象文書となることが考えられる。今回対象文書として特定されたのは、上記(1)のとおり当該医師の作成した児童Aにかかる意見書及び鑑定書に記載された申立人の子の個人情報である。申立人の情報ではないので、本来対象外とすべき文書であったと考えられる。

しかし、実施機関は、本件対象保有個人情報について申立人の個人情報とし、条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行っているので、その観点

から不開示部分の条例第17条第7号該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下検討する。

(3) 条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報には、児童A自身に関する医療情報が具体的に記載されており、医師の判断に関する情報が含まれているものと認められる。

ウ ところで、児童相談所は、児童福祉法（以下「法」という。）に基づいて、都道府県により設置され（同法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うものとされており（同法第12条第2項、第11条第1項参照）、これらの業務を適正に遂行するためには、医師等児童の福祉に係る業務に携わる者との自由な意見交換や連携を通じて、児童の状況等を適切に把握することが不可欠となると認められる。

しかるに、本件対象保有個人情報を開示すると、今後、医師等児童の福祉に係る業務に携わる者が開示されることをおそれて意見書等に判断の内容を記録することを躊躇することが想定され、その結果、自由な意見交換や連携が阻害され、児童相談所において児童の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、実施機関の法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 9月13日	諮問を受ける（諮問第76号）
平成24年 9月13日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年11月 1日	申立人から意見書を受理
平成24年11月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成25年 1月17日	審議
平成25年 5月16日	申立人による意見陳述及び審議
平成25年 7月18日	審議
平成25年 8月 1日	審議
平成25年10月15日	答申